○群馬県旅館業条例

昭和二十九年七月二十三日条例第四十三号 改正

昭和三二年一〇月二五日条例第六八号昭和四一年 六月 三日条例第二八号昭和四五年一〇月一五日条例第五八号昭和六一年 三月三一日条例第 九号平成 九年 三月二六日条例第一九号平成一一年一二月二二日条例第五五号平成一八年 三月二八日条例第二一号

群馬県旅館業条例をここに公布する。

群馬県旅館業条例

(趣旨)

第一条 この条例は、旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号。以下「法」という。)第三条第三項第三号及び第四項、第四条第二項並びに第五条第三号並びに旅館業法施行令(昭和三十二年政令第百五十二号)第一条第一項第十一号、第二項第十号、第三項第七号及び第四項第五号の規定に基づき、法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(清純な施設環境が害されるおそれがある施設)

- 第二条 法第三条第三項第三号(同法第三条の二第二項及び第三条の三第三項において準用する場合を含む。)に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、学校及び児童福祉施設に類するものは、次の各号に掲げるものとする。
 - 一 図書館法 (昭和二十五年法律第百十八号) 第二条に規定する図書館
 - 二 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二条に規定する博物館及び同法第二十九条に 規定する博物館に相当する施設
 - 三 前二号に掲げるもののほか公民館、青少年の教育又は福祉に関する施設及びスポーツ施設のうち、主として児童の利用に供される施設又は多数の児童の利用に供される施設で、知事が指定したもの
- 2 知事は、前項第三号の施設を指定したときは、速やかに公示しなければならない。 (知事が意見を求める者)
- 第三条 法第三条第四項(同法第三条の二第二項及び第三条の三第三項において準用する場合を含む。)に規定する知事が意見を求めなければならない者は、国が設置する施設については当該施設の長、地方公共団体が設置する施設については当該施設を所管する地方公共団体の長又は教育委員会、国又は地方公共団体以外の者が設置する施設については、当該施設について監督庁があるときは当該監督庁、その他の施設については当該施設の所在地を管轄する市町村の長とする。

(設置場所の基準)

第四条 営業の施設の設置場所は、乾燥地であつて、且つ、雨水及び汚水を排除するための適当な施設をもたなければならない。

(客室の構造設備基準)

- 第五条 客室の構造及び設備は、次の条件を具備しなければならない。
 - 一 天井を設け、その高さ(一室で天井の高さの異なる部分がある場合は、その高さが著しく異なるときを除き、その平均の高さとする。)は、床面から二・一メートル以上であること。
 - 二 床面が地盤上に接する場合には、その床面は地盤から四十五センチメートル以上であること。
 - 三 床面が地盤面下にある場合には、床又はその床下は耐水材料で構築し、その壁及び床下には適 当な防湿方法を施すこと。
 - 四 床が地盤に接し、且つ、木造の場合には、その床下に適当な換気設備を設けること。
 - 五 換気のため外気の流通に適当な窓又はこれに代る設備をすること。

- 六 室の有効面積の十分の一以上の窓又はこれに代る採光面を設けること。
- 七 照明は、照度が十ルクス以上となるように設備すること。
- 2 客室の定員は、ホテル営業及び旅館営業にあつては洋室は四・五平方メートルにつき一人、和室は三・三平方メートルにつき一人を、簡易宿所営業にあつては一・六五平方メートルにつき一人を、下宿営業にあつては三・三平方メートルにつき一人をこえてはならない。
- 3 下宿営業の施設における客室数は、五室以上でその床面積はそれぞれ七平方メートル以上である こと。

(簡易宿所における玄関帳場の設置)

第五条の二 簡易宿所営業においては、宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに 類する設備を有すること。

(調理室の構造設備基準)

第六条 調理室を設ける場合には、その構造及び設備は、食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十 三号)第五十一条に規定する施設の基準を適用する。

(便所の構造設備基準)

- 第七条 便所の構造及び設備は、次の条件を具備しなければならない。
 - 一 調理場から相当の距離を有し、且つ、臭気が客室に及ばない位置に設けること。
 - 二 客の総定員十五人につき大小便器各一基以上又は男女が共に使用できる便器二基以上を備え、
 - 二階以上に客室を有し、かつ、その階の定員が七人以上の場合は、各階ごとに設けること。
 - 三 採光及び換気のため直接外気に接する窓を設けること。
 - 四 防虫及び防臭の設備をなし、流水装置による手洗を設けること。
 - 五 客ごとに清潔な拭手部分が自動的に更新するものでない限り、共用手拭等は備え付けないこと。
 - 六 水洗便所を除き、大便所の落し口には臭気の拡散を防止するための措置を講ずること。

(浴場の構造設備基準)

- 第八条 浴室の構造及び設備は、次の条件を具備しなければならない。
 - 一 浴室内が外部から見通すことのできない装置とすること。
 - 二 浴槽及び洗場はコンクリート、タイルその他の耐水材料で敷設し、洗場には適当な勾配をつけ 汚水溜又は下水溝に流入させる構造とすること。
 - 三 採光、換気を図るため充分な窓又はこれに代る装置をすること。

(浴場の衛生措置基準)

- 第八条の二 浴室に係る宿泊者の衛生に必要な措置の基準は、次のとおりとする。
 - 一 水道水 (水道法 (昭和三十二年法律第百七十七号) 第三条第一項に規定する水道又は群馬県小水道条例 (昭和三十三年群馬県条例第六十七号) 第二条第一項に規定する小水道から供給される水をいう。) 以外の水を使用した原湯 (浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。以下同じ。)、原水 (原湯の原料に用いる水又は浴槽の水の温度を調整する目的で浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。以下同じ。)、上がり用湯 (洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。)及び上がり用水 (洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。)並びに浴槽水 (浴槽内の湯水をいう。以下同じ。)は、規則で定める基準を目標に水質を管理すること。
 - 二 原湯を貯留する槽について、生物膜その他の汚れの状況を定期的に点検し、必要に応じてその 除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。
 - 三 浴槽水は、十分に補給し、清浄に保つこと。
 - 四 浴槽水は、毎日(ろ過器を使用して浴槽水を循環させる構造の浴槽(以下「循環式浴槽」という。)で毎日完全に換水しないもの又は循環式浴槽以外の浴槽(以下「非循環式浴槽」という。)で常に原湯を供給し、浴槽水をあふれさせるものに係る浴槽水にあっては、一週間に一回以上)完全に換水すること。
 - 五 浴槽は、浴槽水の排出後に毎日(循環式浴槽で毎日完全に換水しないもの又は非循環式浴槽で 常に原湯を供給し、浴槽水をあふれさせるものにあっては、一週間に一回以上)清掃を行うこと。
 - 六 打たせ湯及びシャワーには、浴槽水を使用しないこと。
 - 七 湯栓、気泡発生装置その他浴槽の附帯設備は、定期的に点検し、清掃及び消毒を行う等維持管理を適切に行うこと。

- 八 浴槽水は、規則で定める頻度で水質検査を行うこと。ただし、PH値が低い等原湯又は原水の 性質により浴槽水からレジオネラ属菌が検出されないことが明らかであり、公衆衛生上危害を生 ずるおそれがないとして知事が指定した源泉を浴槽水として使用する場合は、この限りでない。
- 九 営業者は、自主的に衛生管理を行うため、自主管理手引書及び点検表を作成し、従業者に周知 徹底するとともに、営業者又は従業者のうちから日常の衛生管理に係る責任者を定めること。
- 十 水質検査の記録、各設備の点検、清掃及び消毒の記録その他衛生管理に係る記録を三年間保管 すること。
- 十一 入浴者の見やすい場所に、浴槽に入る前に体を洗うこと、公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をしないことその他入浴上の注意事項を掲示すること。
- 十二 循環式浴槽を設けるときは、次の基準を満たしていること。
 - イ 浴槽水は、塩素系薬剤を使用する方法その他適切な方法で消毒等を行うこと。ただし、原湯 又は原水の性質その他の条件により消毒等を行うことができない場合で他の方法により適切な 衛生措置を行うときは、この限りでない。
 - ロ ろ過器は、一週間に一回以上、逆洗浄又はろ剤の交換等を行い、十分に汚れを除去するとと もに、ろ過器及びろ過器と浴槽との間の配管は、適切な消毒方法で生物膜を除去すること。
 - ハ 循環式浴槽で毎日完全に換水しないものには、気泡発生装置、ジェット噴射装置その他微小な水粒を発生させる設備を使用しないこと。
 - 二 浴槽からあふれ出た湯水を貯留する槽(以下「回収槽」という。)の湯水を浴用に供しないこと。ただし、定期的に回収槽の清掃及び消毒を行い、回収槽の湯水を消毒する場合は、当該 湯水を浴槽水として使用することができる。
 - ホ 集毛器は、毎日清掃を行うこと。
 - へ 消毒装置は、維持管理を適切に行うこと。

(洗面所の構造設備基準)

- 第九条 洗面所は、営業の施設に応じ充分な数及び広さを有し、耐水材料で築造しなければならない。 (水道の構造設備基準)
- 第十条 飲用に供する水道の設備は、宿泊者の健康を害することのない水質を維持管理できる構造と する。

(照明の構造設備基準)

- 第十一条 玄関、廊下、浴室及び便所等には適当な照明設備をしなければならない。
- 第十二条 削除

(寝具等の衛生)

- 第十三条 客用寝具、衣類等は次により清潔を保持しなければならない。
 - 一 客の使用に供する掛布団のえ(ヽ)り(ヽ)お(ヽ)お(ヽ)い(ヽ)及びま(ヽ)く(ヽ)ら(ヽ)お(ヽ)お(ヽ)い(ヽ)は、一客ごとに清潔な白布地又はこれに代るものと取り換えること。
 - 二 客の使用に供した敷布、寝衣等はそのまま他の客の使用に供しないこと。同一の客が使用する場合であつても週に一回以上清潔なものと取り換えること。
 - 三 客用寝具、衣類等は、日光消毒その他必要な管理を行うこと。
- 2 客用寝具類は、下宿営業を除き常に定員以上の数を備えておかなければならない。

(遵守事項)

- 第十四条 営業者は、次の各号を遵守しなければならない。
 - 一 営業施設及び敷地内のご(\)み(\)、ち(\)ゆ(\)う(\)か(\)か(\)い(\)その他 の汚物の処理にあたつては、清潔を保つと共に便所及び汚物容器を衛生的に維持管理すること。
 - 二 客室は、殺虫剤撒布その他の方法によりのみなど有害昆虫の発生を防止すること。
 - 三 伝染性の疾患のある者を従業させないこと。
 - 四 下水溝は清潔にし、汚水を滞留させないようにし、消毒薬又は殺虫剤を撒布すること。
 - 五 汚物溜は常にふ(ヽ)た(ヽ)を施し、充い(ヽ)つ(ヽ)させないようにし、殺虫剤を撒布 すること。
 - 六 定員以上宿泊させないこと。
 - 七 簡易宿所営業を除き宿泊者相互の承認がないときは同室させないこと。

- 八 宿泊者が他の宿泊者の安眠を妨げるような行為をしたときは、これを制止すること。
- 九 客室の番号又はこれに代るもの及び定員をその入口に標示すること。
- 十 その他知事の指示する事項

(営業者の講ずる措置)

第十五条 営業者は、宿泊者が疾病に罹つたときは応急の措置を講じ、客の求めにより医療の手続を しなければならない。

(宿泊の拒否)

第十六条 営業者は、宿泊しようとする者がでい酔その他一般宿泊者に著しく迷惑を及ぼすお(\) そ(\) れ(\) があると認めたときは、宿泊を拒むことができる。宿泊者が他の宿泊者に著しく 迷惑を及ぼす言動をし、営業者の制止をきかないときも同様とする。

(基準の緩和)

第十七条 第五条、第六条から第八条まで、第九条及び第十三条第二項の規定の適用については、知事が公衆衛生上支障がないと認めるときは、その基準を緩和することができる。

(手数料)

- 第十八条 次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる額の手数料を納付しなければならない。
 - 一 法第三条第一項の規定により旅館業の許可を受けようとする者 二万二千円
 - 二 法第三条の二第一項又は法第三条の三第一項の承認を受けようとする者 七千四百円
- 2 手数料の納付については、群馬県収入証紙条例(昭和四十一年群馬県条例第六号)の定めるところによる。
- 3 納付した手数料は、返還しない。

(委任)

第十九条 この条例の施行について必要な事項は、知事が規則で定める。

附則

- この条例は、公布の日から施行する。
- 2 旅館業条例(昭和二十五年群馬県条例第十七号)は、廃止する。
- 3 この条例施行の際、現に営業している施設にあつては、知事が衛生上支障がないと認めた場合に限り、当分の間第五条から第九条の規定によらないことができる。但し、知事は、衛生上著しく支障があると認めるときは期日を指定して施設の改善を命ずることができる。

附 則(昭和三十二年十月二十五日条例第六十八号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に営業している施設については、この条例の施行の日から一月間は、この条例による改正後の群馬県旅館業条例第三条及び第十二条の規定は適用しない。

附 則(昭和四十一年六月三日条例第二十八号)

改正

昭和四五年一〇月一五日条例第五八号

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和四十一年四月一日から適用する。
- 2 第二条の規定による改正後の群馬県旅館業条例第五条第七号の規定(中略)は、この条例の施行の日以後において旅館業を営む者の営業の施設(中略)について適用し、同日前において旅館業を営む者の営業の施設(中略)については、なお従前の例による。

附 則(昭和四十五年十月十五日条例第五十八号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 群馬県旅館業条例の一部を改正する条例(昭和四十一年群馬県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第三条第七号」を「第五条第七号」に改める。

附 則(昭和六十一年三月三十一日条例第九号)

この条例は、昭和六十一年六月二十四日から施行する。

附 則(平成九年三月二十六日条例第十九号)

この条例は、平成九年四月一日から施行する。

附 則(平成十一年十二月二十二日条例第五十五号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十二年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。 (群馬県旅館業条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第四条の規定による改正後の群馬県旅館業条例第十八条の規定は、施行日以後にされる申請に係る手数料について適用し、施行日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。 附 則(平成十八年三月二十八日条例第二十一号)

この条例は、平成十八年七月一日から施行する。ただし、第一条及び第六条の改正規定は、公布の日から施行する。